

平成29年度 指定管理業務 評価票

錦織公園	【指定管理者】 錦織公園指定管理グループ	【指定期間】 平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日	【所管課】 富田林土木事務所 都市みどり課
------	-------------------------	-------------------------------------	--------------------------

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			評価 (S~C)		評価 (S~C)	
I 提案の履行状況に関する項目						
(1)施設の設置目的及び管理方針	管理に関する基本的な考え方に沿った管理運営が出来たか。	<p>【実績】</p> <p>”人と自然のつながりで錦おりなす錦織公園”の実現に向けた管理運営を行いました。</p> <p>(1)園路及び広場 ・園路及び広場は、公園に訪れるすべての人が利用する施設であるため、安全・安心、快適に利用いただけるよう常に良好な状態を確保しました。</p> <p>(2)休養施設 ・日々の巡視点検と日常的な維持保全を通じて、常に良好な状態を確保しました。</p> <p>(3)遊戯施設 ・日常点検定期点検を通じて、児童遊戯場や遊具の状態を常に把握し、安全確保を最重視した維持管理を行いました。定期(月次)点検実施を4月26日、5月31日、6月28日、7月26日、8月30日、9月27日、10月25日、11月29日に実施しました。</p> <p>(4)教養施設【パークセンター】 ・公園利用の窓口として、公園利用者に快適に過ごしていただけるよう、明るく清潔に管理しました。</p> <p>・新たな利用者への展開として「キッズコーナー」を11月3日より新設しました。</p> <p>(5)便益施設【駐車場】 ・清潔感を保ち、公園利用者が安心して利用できる快適な空間を維持するため、高頻度の点検や清掃により、常に良好な状態を確保しました。</p> <p>(6)管理施設 ・清掃等の日常的な維持保全や定期点検を通じて、常に正常、良好な状態を確保しました。</p> <p>【自己評価】</p> <p>・園内巡視ならびに施設に応じた補修・点検の実施、駐車場において利用状況に応じた係員の配置、「キッズコーナー」の新設など提案に沿った管理を着実に行うことができました。</p>	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○施設の設置目的に即した管理を実施している。</p> <p>○「キッズコーナー」を新設するなど、新たな利用客の集客に努め、提案に沿った管理を実施している。</p>	A	<p>事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理がなされている。</p> <p>キッズコーナーの新設など、新たな利用客の集客に努めている点が評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理・運営管理に努められたい。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	評価	施設所管課の評価	評価	【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			(S~C)		(S~C)	
(2) 平等な利用を図るための具体的手法・効果	平等利用に努めたか。	<p>【実績】 ・「大阪府都市公園条例」や「府営公園管理要領」といった法令やルールの目的や趣旨をしっかりと理解したうえで、すべての公園利用者に対して平等な対応を行いました。 ・従業員に対して人権に関する研修を開催するなど、人権に対する正しい理解と認識を持ち、公園利用者に対して差別的取り扱いをすることのないよう努めました。 ・1日2回のミーティングを行うこととしており、朝のミーティングでは遠足等当日の公園利用者情報の共有、昼のミーティングでは、午前中の巡視状況等をもとに、公園の状況確認の共有を行いました。</p> <p>【自己評価】 ・電話等、来園者からのお問い合わせに対して、公平かつ丁寧に対応することができました。 ・朝礼以外に昼休み後のミーティングを行うことで、来園者の施設や遊具利用におけるルールや注意喚起すべき点を共有し、どの利用者に対しても平等に対応することができました。</p>	A	実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施している。 ○人権に関する研修を開催した。 ○朝礼以外に昼休み後のミーティングも行き、来園者へ注意喚起すべき点などを共有している。	A	職員への人権研修の開催や来園者への注意喚起すべき事項の共有など、公平公正な対応に努めたことは評価できる。 引き続き、平等利用の促進に努められたい。
(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果	公園利用者の利便性の向上がなされたか。(応募時に提案した利用者増加のための工夫がなされたか、魅力的なプログラムに取り組んだか。スポーツ施設等の稼働状況を踏まえ、今後の運営への反映に取り組まれているか。)	<p>【実績】 ・来園者数(H29年4月~11月): 407,034名 ・稼働率(H29年4月~11月平均): 対象施設外 ・イベント(H29年4月~11月): 43件 延べ 1,193名参加 ・高齢者や障がい者のアクセス向上を目指し、公園までの移送サービスを行う介護タクシーなどの事業所リストをホームページに掲載しました。 ・水辺の里児童遊戯場の遊具改修(新設)に伴い、北出入口に大型自転車が通行可能な自転車ポールを設置しました。 ・錦織公園新聞春号・夏号・秋号を各4,000部発行し、公園内の各施設での配架や駐車場での配布はもちろん、近隣15自治会にも配布を行い、広く周知を行いました。 ・パークセンターの利用活性化として平成29年11月3日、キッズコーナーを開設しました。 ・河内の里では里山の魅力を発信するためのイベントとして、春・秋の自然観察会(4月2回、9月2回)を計4回開催しました。また、農作業の体験講座(4月1回、5月2回、6月1回、7月2回)を計6回開催しました。 ・河内の里ならではのイベントとして、5月茶摘み体験、6月田植体験、7月藍染体験、10月河内綿をつむぐ体験、田植え体験を実施しました。</p> <p>【自己評価】 ・パークセンターのキッズコーナーの新設など、提案に沿った管理を着実に実施することができました。 ・さらに北出入口の自転車入場ポールの設置は提案していませんが、近年の電動自転車の普及やチャイルドシートの大型化に配慮して実施しました。 ・大型自転車の利用者から「以前は自転車を持ち上げていたので楽になった」との声が寄せられました。</p>	S	実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。 ○苦情・要望に対応し、電動自転車等の進入に配慮した北出入口の改良を行った。 ○提案に沿って、パークセンターへキッズコーナーの設置を行った。	A	事業実施計画書・公園管理要領等に定める内容を適切に実施できている。 出入口の改良、キッズコーナーの設置などが評価できる。自転車利用の促進では、マナーづくりなどソフト対策も併せて検討されたい。 引き続き、適切な維持管理・運営管理に努められたい。

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			評価 (S~C)		評価 (S~C)	
	収益事業の実施状況、(応募時に提案した収益事業に取り組んでいるか、また、その実施状況について確認。)(※ Aグループのみ、Bグループも実績があれば記載可)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習リーダー養成講座(プロジェクト・ワイルド等)の開催 平成29年6月4日 錦織公園にて開催 参加者:3名 ・「水辺の里ケータリングカー」の出店 平成29年4月2日から5月7日までの8日間(4/16・4/29は休業) 売り上げ:約74万円 ・「やんちゃの里休憩所附属売店」の営業 やんちゃの里にて年間を通じて土・日・祝日に営業しました。 ・「公園オリジナルグッズ」の販売 錦織公園をより一層楽しく過ごすための「公園オリジナルグッズ」を5月14日開催の「愛パーク・フェスタ」にて販売を行いました。 ・「錦織公園ベーカリー・カフェ/グリーンショップ」と「公園の夜を楽しむキャンプ」は次年度以降のため調整を行っています。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画に沿って提案を実施するとともに、次年度以降の実施予定提案についても、各提案事項が充実したものになるよう調整を行っています。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施した。</p> <p>○環境学習リーダー養成講座の開催や、ケータリングカーの出店など、実施計画に沿って提案を実施している。</p>	A	<p>事業実施計画書、公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施されている。環境学習リーダー養成講座の開催や、ケータリングカーの出店など、利用者の利便性を向上したことは評価できる。引き続き、工夫を凝らし更なる公園の活性化や利用者サービスの向上を図ることを期待する。</p>
	トラブルの未然防止や、発生した際の処理方針、今後の管理への反映がなされたか。(接客等の職員研修の実施状況、苦情件数や対応処置の記録についての確認。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生したトラブル(事故・事件等)や寄せられた苦情に関する情報を、「苦情処理簿(様式第21号)」に記録し、従業員全員で共有することで管理業務に反映させ、再発防止と同種事故等の未然防止に努めました。 【処理簿①】寺池台入り口看板設置要望 ⇒ 平成29年4月29日、公園駐車場案内看板設置済み 【処理簿②】北出入り口自転車進入口設置要望 ⇒ 平成29年5月19日、自転車通行可能ポール設置済み 【処理簿③】(1)越境枝処理、(2)季節感ある樹形要望 ⇒ 1、管理区域外であることより土木事務所対応 2、要望者と今後、内容等の調整予定 【処理簿④】8月10日上の池付近倒木(サクラ)の処分要望 ⇒平成29年8月16日、撤去処分済み 【処理簿⑤】9月23日駐車場係員の対応について ⇒ 対応に問題のあった係員は辞職させるとともに、全従業員に対して、再発防止を含めた、人権および接客研修を実施した。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望に対しては、早期に対応することで要望者の理解を得ることができました。 ・従業員への接客の徹底ができませんでした。従業員研修の重要性を認識し、サービス業としての接客向上に努めます。 	B	<p>○概ね事業実施計画書の提案に沿って実施しているが、接客面での不祥事があり、再発防止に向けて従業員への定期的な研修等の継続に努められたい。</p>	B	<p>駐車場管理員の対応への苦情が寄せられたことは重く受け止めるべきである。今後の再発防止に向けた継続的な取り組みを期待する。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	評価	施設所管課の評価	評価	【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			(S~C)		(S~C)	
(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	草地管理、芝生地管理、樹木管理、花壇管理について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期および技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。利用や景観への配慮がなされているかの確認。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草地管理は、除草範囲の利用状況と草丈の状況により作業時期を調整し、公園利用者に安心・安全・快適に利用いただけるように実施しました。 ・園内芝生広場の除草は、常に公園利用者が快適に利用できるよう刈り込みを行い、一の谷広場においては、春・秋のフェスタ前に標準除草回数以外に追加で刈り込みを行いました。 ・除草作業を行うにあたり、作業範囲の明示等を行い、安全管理を徹底することとしました。 ・梅の里では、スイセンが開花することもあり、開花終了後1ヶ月の養生期間を経て除草を行うなど調整を行いました。 ・樹木管理では、景観形成機能・防災遮へい機能を持つ樹木や自然林の環境保全機能等の維持・増進のため、シャクナゲの谷・梅の里などにおいて、環境育成・景観改善のための剪定・伐採を行いました。 ・花木の管理は剪定時期に注意を払い作業を行いました。 ・竹林管理は、拡大する竹林が周りの雑木林を侵食しないよう適宜に伐林を行い、枯れ竹や古い竹の間引き伐採を適正に行いました。 ・花壇管理は、樹種の選定にあたり一年草に限らず、宿根草、球根植物も採用したり、花期の長い季節感のあるものを中心に選定する、頻繁に人力除草を実施し、いつもきれいに保つことで季節を感じていただけるよう工夫をしました。 ・園内樹木の害虫処理対策の一環として、公園利用者や作業者に影響がほとんどなく害虫処理ができる樹幹注入剤や散布用薬剤を使用し、薬剤散布においては、適切な希釈を行い早朝に散布を行いました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然に囲まれた一の谷広場の除草回数を増やすことで、常に美しく快適な状態を提供することができました。 ・樹木管理では、年間の事業実施計画書工程表のとおり管理を行うことができました。 ・南駐車場からの主園路のプロムナード花壇の景観を重要と認識し、花材剪定ならびに人力(手摘み)除草を頻繁に行うことで季節感を演出することができました。 ・管理事務所前のレイズドベット花壇にハーブ類を植栽し、車椅子の利用者に植物に触れ合える空間を提供できました。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○春・秋のフェスタ前に一の谷広場の除草を追加して刈込みを行うなど、利用状況を配慮し、良好な管理を実施している。</p> <p>○昨年からの予兆のあったナラ枯れ被害が拡大し、枯死木も発生した。その原因となるカシノナガキクイムシの被害木を調査し、ボランティア団体と対策を検討するなど、樹木管理を着実にやっている。</p>	A	<p>事業実施計画書の提案などに沿った草地管理等が行われている。</p> <p>草地管理の時期の適正化をはじめ、ナラ枯れ対応への取り組みなど、利用者の利便性、安全性に配慮した管理が適切に行われていることが評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理に努められたい。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
		評価 (S~C)		評価 (S~C)		
	園内清掃について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期および技術について確認。利用や美観への配慮がなされているかの確認。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童遊戯場、南北出入口を中心としたエントランス部は、標準的に4回/週の頻度で実施しました。 ・幹線園路は、標準的に2回/週の頻度で実施しています。路面清掃は、年2回のうち5月11日に第1回目を実施しました。第2回目は10月13日に実施しました。 ・河内の里や各広場は、標準的に1回/週の頻度で実施しました。 ・しゃくなげの谷や梅の里などは、標準的に1回/2週の頻度で実施しました。 ・南駐車場や寺池台出入口の東側園路は、標準的に1回/月以上、実施しました。 ・公園利用が多い今月末からの行楽シーズンは、やんちゃの里、水辺の里、河内の里など特に利用頻度の高い箇所を重点的に、巡回・清掃を行いました。 ・6月21日、石水苑および河内の里水流を水を抜いて清掃を行いました。 ・8月8日、台風5号通過による園路および散策路の特別清掃実施しました。 ・9月18日~19日、台風18号通過による園路および散策路の特別清掃実施しました。 ・10月22~23日、台風21号通過による園路および散策路の特別清掃実施しました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画書提案内容のとおりの実施を行うことができました。 ・利用状況に応じて、標準以上の園内清掃、ゴミ回収等を行い、利用者が利用しやすい園内になるよう、常に美しく快適な状態を保つことができました。 ・台風に伴う被害発生時には、迅速な重点清掃を行い、台風後でもスムーズに園内利用ができる環境を整えることができました。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○台風に伴う被害発生時には、迅速な重点清掃を行い、早期に復旧を完了させた。</p>	A	<p>事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理がなされている。</p> <p>台風に伴う被害発生時には、迅速な重点清掃を行い、早期に復旧を完了させた点が評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理に努められたい。</p>
	プールの運営、維持管理について、良好な管理を行ったか。					
	運動施設について、良好な管理を行ったか。(頻度および技術について確認。)					

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			評価 (S~C)		評価 (S~C)	
	特殊庭園について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期および技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里の家では河内の里内の植物を紹介する図鑑や掲示物を設置し、里山の風景復元とともに自然環境学習に活用できる場としての植物管理を行いました。 ・庭園内の人力除草は、4月より群植地は6回、茶畑は5回、草地は1回、芝生地は5回、畑は3回、苗圃は3回実施し、季節に応じて丁寧に草花の育成を行いました。 ・機械除草は、芝生地は6回、草地は6回実施し、ロータリモア・肩掛けを除草箇所に応じて使い分け実施しました。 ・中耕・除草・耕耘は畑は2回、茶畑は1回、水田は4回、苗圃は2回実施し、人力・耕運機を使い分け実施しました。 ・剪定は、高木:計38本、中木:計61本、低木:計373本実施し、生垣刈込、群植地刈込、茶畑剪定をそれぞれ2回実施し、高中木は脚立・高所作業車を剪定箇所と従業員の安全を重視して使い分け、各種刈込は植栽の生育に応じて実施しました。 ・施肥は、群植地、生垣は1回、畑は6回、水田は5回、苗圃は1回、茶畑は3回実施し、個々の植栽の生育に応じて実施しました。 ・チップ材敷均しは、茶畑と畑にそれぞれ1回実施しました。 ・薬剤散布は、ナラ枯れ他病害虫対策として、5~9月:計526ℓ散布・注入を実施しました。 ・灌水は、延べ40回実施しました。 ・松薦巻きは、11月に16本実施しました。 ・枯れ木等処理工は、10本行いました。 ・樹林地下草刈りは、野辺の道および里の家周辺、約6,000㎡実施しました。 ・4月に茶苗の購入を行い、苗圃にて植付を行い、現在、生育(150株)しております。 ・植物採取・保存として、6月苗圃にて挿し木(コウゾ)の実施を行い、現在、生育しております。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里の家花壇・苗圃にて花木の補植・育成、里山の景観創造の観点からの剪定など、将来を見据えた管理を行うことができました。 ・新たに春秋の自然観察会用に作成した「河内の里のしおり」や農の体験講座用に作成した「畑作業の資料」を配布したところ、大変好評でした。 ・今年度は、里の家花壇の花が季節折々に開花し、利用者に喜ばれた。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿った管理が着実に実行されている。</p> <p>○里山の景観創造の観点からの間伐・剪定など、将来を見据えた管理を実施している。</p> <p>○新たに作成した「河内の里のしおり」や「畑作業の資料」を配布するなど、里山をコンセプトにした当公園の魅力を参加者に伝える取り組みは高く評価できる。</p>	A	<p>事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理がなされている。</p> <p>里山の景観創造の観点からの間伐・剪定など、将来を見据えた管理を実施している点や、しおりや資料の配布などを行っていることが評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理に努められたい。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			評価 (S~C)		評価 (S~C)	
	重要公園施設について、良好な管理・運営を行ったか。					
	管理対象外施設である海岸管理者との連携や海岸利用者について応募時の提案を実施できたか。					
	自然環境の維持創出、自然環境学習の取り組みについて応募時の提案を実施できたか。	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どングりの森ときつつきの森において、保護の必要な箇所に対しては、人間の無用な侵入を抑制するため、柵や水路などによる物理的な抑制や暗さの演出による心理的な抑制を行いました。そのような侵入抑制効果を高め、河内の里を自然の中で紡がれてきた文化を学ぶことができる貴重な環境学習の場と捉え、美しい里の景観を保全・創出に努めました。 ・公園や地域に貢献したいと考える個人や企業、大学等に対して、自然環境保全活動を目的とし、樹林地内の間伐作業等を行う参加型プログラムのほか自然環境学習として、里山の楽しみ方や管理方法など、公園の樹林を教材に実作業を通じた体験を多くの方にさせていただきました。 また、里の家に、「里の四季の写真展」として河内の里の四季折々の里山の情景写真を展示し、四季の魅力を発信しました。 さらに「見どころ紹介」を掲示し、河内の里の見ごろの花情報を提供したほか、「植物図鑑」を設置し随時入替を行うなど手法を充実させ、公園利用者に河内の里の植物を通じた里山の魅力を発信しました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府生き物とふれあえる都市公園計画」の保全ゾーン、活用ゾーンの趣旨に沿った自然環境の維持創出や、自然環境学習を実施し、「大阪府生き物とふれあえる都市公園計画」の実現に寄与しました。 ・自然環境学習において、公園の樹林を教材にした参加型プログラムのほか、まだ知られていない里山の魅力を情景写真や植物図鑑といった情報提供の仕方に工夫を凝らすことで、自然のおもしろさや大切さを伝えることができました。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○保存ゾーンや活用ゾーンの趣旨に沿った自然環境の維持創出や、自然環境学習を実施している。</p> <p>○情報提供の仕方に工夫を凝らし、情景写真や植物図鑑で公園利用者に里山の魅力を伝えている。</p>	A	<p>事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理がなされている。</p> <p>環境教育を中心に工夫されたイベント内容とその実施数は評価できる。</p> <p>また、里山文化を学ぶことができるプログラムや手作りの樹名プレートの作成・設置も評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理・運営管理に努められたい。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	評価	施設所管課の評価	評価	【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			(S~C)		(S~C)	
	利用者の安全確保対策の具体的方策。(日常巡視や定期点検、瑕疵の早期発見、事故の未然防止及び早期対応、衛生管理や防犯対策などが適切に実施できたか。適正なタイミング・手法の補修が実施されたか。予防保全となる対応について確認。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「巡視」の徹底・強化と、「点検」の確実な実施により、公園施設の変状や異常、公園利用者による危険行為などの不適切利用の早期発見に努めました。 ・巡視業務は必ず2名1班の2班体制で、毎日、午前午後の1日2回を実施しました。 ・公園施設本来の主要な機能や効用、構造、基準(規準)、使用方法、設置場所、利用状況など様々な状況を総合的に考慮しながら、事故につながる危険性はないか、通常有すべき安全性は確保されているかといった観点を持って巡視点検を行うことで瑕疵の早期発見に努め、点検時には、他施設の事故事例も参考に同種の事故が発生しないように心がけました。 ・公園利用者が安心して安全に公園を利用できるよう、0-157感染防止策として特に夏場(7月~9月)におけるトイレや手洗い場の洗浄・消毒の強化や親水施設(石水苑、河内の里、アメンボ池)の水質調査、砂場の消毒・かき起こしなど衛生管理を徹底して行いました。 ・園路照明の定期的な点検を行い、高木が園路照明を覆っている場合は、支障となる枝を剪定し、照度を確保しました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者責任における瑕疵を早期発見することで、事故の未然防止につなげることができました。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○午前午後の1日2回の巡視業務を毎日行い、管理者責任における瑕疵を早期発見することで、事故を未然に防止することができた。</p>	A	<p>事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理がなされている。</p> <p>巡視による、管理瑕疵を早期発見することにより、事故を未然に防止することができたことは評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理・運営管理に努められたい。</p>
	危機管理体制。(非常時対応について、訓練や研修を実施したか。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、震度4以上の地震の発生はなく、発災を想定した訓練として、平成29年8月27日に、大規模地震時の後方支援活動施設として指定された場合の進入ルート、および仮設トイレの点検研修を実施しました。 ・平成29年5月30日に災害非常用発電機取り扱い研修会を実施しました。 ・風水害訓練として、大阪府の実施する風水害訓練(6月19日)に通報訓練に協力しました。 ・実績として平成29年6月21日より発令された異常気象警報に対して、現在までの延べ10日間、発令後解除されるまでと安全確認巡回を第2非常時配備として3名で対応しました。 ・日常管理にて緊急用資材点検を実施しました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ発生するか解らない大規模地震に管理者として対応すべき事を従業員間で周知できました。 ・異常気象による公園利用中止措置を適切に行うことで、利用者に危害を及ぼすことなく対応することができました。 	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○大阪府の風水害訓練に協力するとともに、独自に研修を実施するなど、職員の危機管理意識と対応能力の向上に取り組んでいる。</p> <p>○台風21号で園路ぎわの法面が崩落した時には、かご工による復旧を即座に行い、公園の早期復旧と利用者の安全確保に努めたことは高く評価できる。</p>	A	<p>事業実施計画書・公園管理要領等に沿った適正な管理運営がなされている。</p> <p>大阪府の風水害訓練に協力するとともに、独自に研修を実施するなど、職員の危機管理意識と対応能力の向上に取り組んでいることが評価できる。</p> <p>台風21号の際の対応も適切であり、評価できる。</p> <p>引き続き、適切な維持管理・運営管理に努められたい。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	評価	施設所管課の評価	評価	【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			(S~C)		(S~C)	
(5)府政策との整合	応募時の提案を実施できたか。	<p>【実績】 行政の福祉化として知的障がい者の継続雇用に取り組むほか、施設管理や園内清掃等の人員に地元のシルバー人材センターを活用するなど、高齢者の就業機会の創出・確保に努めました。 大阪府ドクターヘリ運航にかかる緊急離着陸場(ヘリポート)として位置づけられている「北広場」については、非常時に適切な機能が発揮できるよう、必要に応じて警察・消防など関係機関と協議を行うほか、緊急進入ルートを確認し、未然に支障木を除去しておくなど適切な管理を行いました。 大阪府が設置する自動販売機に関して、ゴミの回収や商品補充、利用者からのクレームやトラブルの処理、メーター検針や光熱水費の支払い、災害発生時のフリーバンド等が支障なく対応できるよう、設置事業者と協議・協力をしました。 新エネルギーの活用を目的としたEV(電気自動車)やFCV(燃料電池自動車)の普及促進のため駐車場に優先ゾーン(2台分)の設置を行いました。(7月13日)</p> <p>【自己評価】 大阪府からの要請や協力依頼には指定管理者として積極的に協力・対応することができました。</p>	A	<p>実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。</p> <p>○自動販売機の設置や、EVやFCVの普及促進のための駐車場優先ゾーン設置など、大阪府からの要請に積極的に協力・対応していた。</p>	A	<p>学術・地域団体との連携交流や、府の施策へ積極的に協力する取り組みを行っていることは評価できる。 引き続き、良好な運営管理を継続されたい。</p>
II さらなるサービスの向上に関する事項						
(1)利用者満足度調査等	アンケート結果はどうであったか。これを受けてより満足度を向上させるために、どのように取り組むか。	<p>【実績】 4月下旬から、5月中旬にかけ富田林土木事務所が調査内容を確認したアンケートをもとに、利用満足度および利用ニーズに関する聞き取り調査を実施し、休日120部、平日80部を聴取しました。その結果、約65%の割合で「満足」との意見をいただくことができました。 9月初旬より利用満足度および利用ニーズに関する聞き取り調査を実施し、休日120部、平日80部を聴取しました。その結果、約62%の割合で「満足」との意見をいただくことができました。 年間トータルの総合的評価では、約64%の割合で「満足」との意見をいただくことができました。</p> <p>【自己評価】 売店に不便を感じている方がいるため、繁忙期におけるケータリングカー販売の啓発をHPなどで事前に周知するとともに利用者ニーズに応えるべく新規メニューを検討する。</p>	S	<p>公園の全般的な満足度は1.6と高い評価を得ている。</p> <p>○年間トータルの総合評価では、約64%の割合で「満足」との意見を得ている。</p>	S	<p>全体に高い評価を得ている。 売店サービスなど公園利用者の更なる満足度向上に向け、引き続き適切な維持管理・運営管理に努められたい。</p>
	前年度のアンケート結果に対して、より満足度を向上させるために、どのような取組みを行ったか。	<p>【実績】 現状の売店機能は、やんちゃの里における休憩所附属売店のみの営業であったが、利用者が多い水辺の里にケータリングカーにて臨時売店の営業を行った。 (平成29年4月2日から5月7日までの8日間(4/16・4/29は休業) 売り上げ:約74万円)</p> <p>【自己評価】 水辺の里の臨時売店(ケータリングカー)の営業は好評であったため、今後も継続的に利用者が多くなる時期に出店を計画しており、販売品目も利用者ニーズに対応すべく新規メニューも検討しています。</p>	A	<p>○利用者が多い水辺の里で、ケータリングカーにて臨時売店の営業を行い、利用者ニーズに対応する取組を行った。</p>	A	<p>前年度低い評価を受けた売店サービスに対し、ケータリングカーの導入など、利用者ニーズに対応する取組を行った点が評価できる。 引き続き、適正な管理運営に努められたい。</p>

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	評価	施設所管課の評価	評価	【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			(S~C)		(S~C)	
(2) その他創意工夫	提案した事項以外に行った業務があるか。	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の里児童遊戯場の遊具改修(新設)に伴い、近隣利用者の利便性向上のため、北出入口に大型自転車が通行可能な自転車ポールを設置しました。 ・水質浄化プロジェクトとして、竹伐採材の竹墨にて水流の浄化設備を設置しました。(石水苑6/23、河内の里流れ6/30) <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北出入口の自転車入場ポールを設置する事で、大型自転車の利用者から「以前は自転車を持ち上げていたので楽になった」との声が寄せられました。 ・かねてからの懸案と認識していた石水苑および河内の里の水質浄化が向上され、水景が改善することができました。 	S	○提案していた事項以外にも積極的に取り組み、地域の授産施設と連携しての水質浄化の取り組みは高く評価している。	A	自転車ポールの設置や、地域の授産施設と連携しての水質浄化の取り組みなどが評価できる。 今後とも、積極的な取り組みを期待する。
Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目						
(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の程度	収支は予定どおりか。支出超過、収入不足となっていないか。支出計画に沿った支出配分がなされているか。	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね計画通り執行しています。(六半期報告にて) <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業計画書のとおり執行していきます。 	A	○著しい収入過多や支出超過はなく予定どおりの収支となっている。	A	ほぼ計画的な予算執行である。引き続き、適切な収支バランスの維持に努められたい。
(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	管理体制表及び職員配置計画。(応募時に示した管理体制を構築したか。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者1名は総括管理責任者および副総括管理責任者を配置しました。 ・事務所職員は必ず職員1名を配置しました。 ・巡視点検職員は日々4名(2名×2班)を配置しました。 ・繁忙期には、駐車場係員等を増員の上、配置しました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低ポスト数はもちろんのこと、利用状況に応じて適正な人員配置ができました。 ・今後も事業計画書のとおり配置していきます。 	A	○実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。	A	—
	必置技術者等の配置。(技術者を配置したか。)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造園施工管理技士(2名)、公園管理運営士(1名)、特殊庭園専門技術者(1名)を配置しました。 <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募時の提案内容以上の有資格者を配置し、支障なく業務を遂行できました。 	A	○実施計画書・公園管理要領等に定める内容に沿って適切に実施できている。	A	—

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	評価	施設所管課の評価	評価	【錦織公園】 評価委員会の指摘・提言
			(S~C)		(S~C)	
	労働災害等未然防止のための管理運営。 (外注・下請を含む職員の労働災害や維持管理業務に起因する来園者事故など公衆災害の発生はなかったか。また、従業員への安全教育・訓練の実施状況について確認。)	【実績】 ・来園者への公衆災害はありませんでした。 ・毎月、施工会議としてイベントを含んだ公園利用状況を従業員間に共有を行いました。 ・また、春の行楽シーズン前に安全講習会やマナーアップ講習会を実施しました。 実績:花見前(4/1、4/2、4/3、4/4)、駐車場係員マナー研修(4/2)、GW前マナーアップ研修(4/30) ・月に1回、指定管理グループ構成団体職員が公園遊具や施設の点検業務を行いました。 ・日常の管理では、毎日朝礼を行い巡視および作業確認を行うとともに、午後一番のミーティングでは、作業内容の進捗と安全遂行の確認を行いました。	A	○毎日の朝礼、昼ミーティングを通じて注意喚起の共有を意識し、労働災害を発生させることなく管理運営を実施した。	A	労働災害管理上の問題が発生しておらず、今後も労働災害等を発生させることなく管理運営に努められたい。
(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	法人等の経営状況。(経営状況に問題は無いのか。指定管理業務の継続に影響を与えないか。)	【実績】 ・構成団体すべてにおいて、経営状況に大きな変化はなく、指定管理業務の収支も概ね予定通りです。	A	経営状況に問題はない。	A	財政状態はおおむね良好であるが、営業キャッシュフローがマイナスである構成団体と流動比率がやや低い構成団体がある。
		【自己評価】 ・従業員研修や毎日の朝礼、昼ミーティングを通じて、降雨時の作業等、万が一の事態に備えた注意喚起の共有を意識したことにより、労働災害を発生させることなく管理運営を行うことができました。				